

保護者 様

府立とりかい高等支援学校
学校運営協議会事務局

教員の授業その他の教育活動に関するご意見およびメールアドレスの変更について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校の学校運営協議会（以下「協議会」という。）では、保護者の皆様の、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

記

1 目 的

保護者との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映による、本校教育の向上。

2 意見の取り扱い

教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見について、調査審議のうえ、校長に対し、協議会としての意見を述べる。

3 意見書の提出方法

（1）意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。様式は本校のWebページからダウンロードできます。また、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

（2）意見書の送付方法

- 協議会のメールアドレス（torikaikoto-ss@sbox.pref-osaka.ed.jp）に、意見書のデータを添付してメールで送信。
- 本校あてに、封書にて郵送。（協議会の事務局が対応し、協議会に意見を伝えます。）
- 本校事務室横に設置の専用箱に投函。（同上）

メールアドレスが
変更に
なりました

4 留意事項

- （1）いずれの場合も、学年、組、生徒名及び保護名、連絡先など、様式に定められた必要事項について必ずご記入ください。
- （2）協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- （3）いただいたご意見につきましては、協議会としての調査審議を行ううえで、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。

以上

<学校運営協議会とは>

平成 30 年 3 月 30 日に公布された「学校運営協議会の設置等に関する規則」によって、学校運営に関して協議する機関として、所管に属する全ての学校に置くものと大阪府教育委員会が規定しています。学校運営協議会の設置によって、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を推進し、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組む、とされています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

